

創刊 **100** 周年

強い・弱い信用金庫は？
2022年3月期ランキング

週刊 **エコノミスト**

2023
1/24
毎日新聞出版
定価700円

本当に強い
信用金庫

2022年3月期

全 **254** 信金ランキング

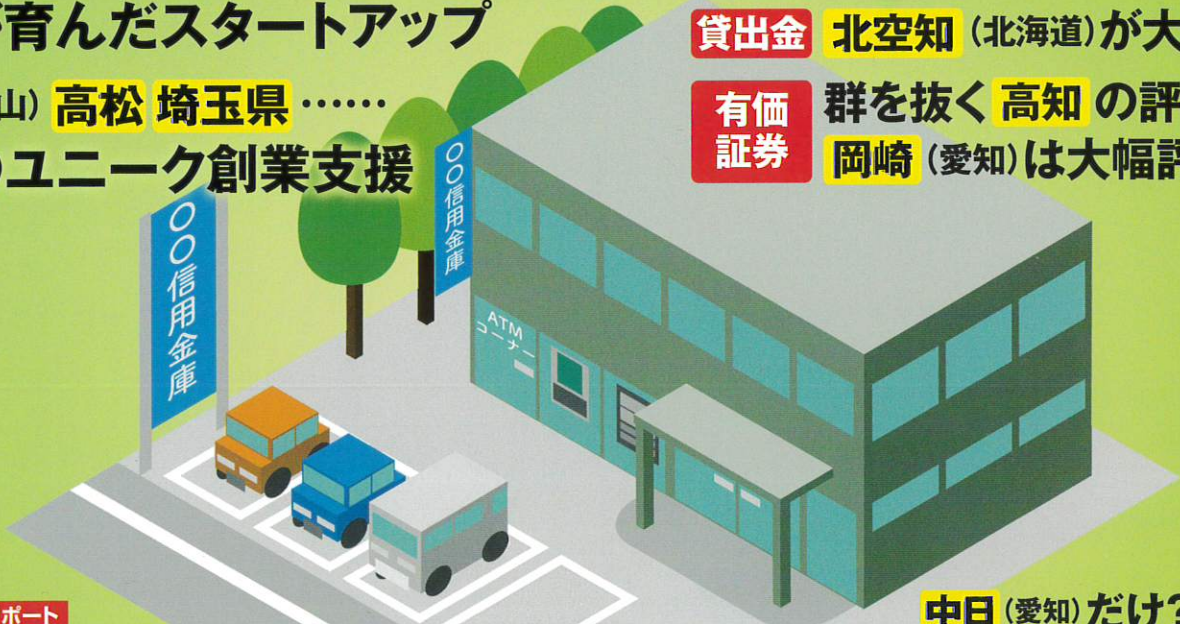
ココイチ も **サカイ引越センター** も
信金が育んだスタートアップ

吉備 (岡山) **高松** **埼玉県** ……
信金のユニーク創業支援

総資産 **トップ** **京都中央** は6兆円超

貸出金 **北空知** (北海道) が大幅増

有価証券 **群を抜く** **高知** の評価益計上
岡崎 (愛知) は大幅評価損



エコノミスト・レポート

米国でなぜ学生ローン問題が深刻なのか

中日 (愛知) だけ？

ゼロゼロ融資不正の「闇」

2023年度税制改正大綱

高額・繰り返しの無申告に
ペナルティーをさらに強化

01

自民・公明両党は2022年末、23年度与党税制改正大綱を決定した。少額投資非課税制度（NISA）の拡充、相続税の生前贈与

加算制度の見直しなどが盛り込まれる一方、納税環境整備の一環として、加算税制度の見直しと電子帳簿等保存制度の見直しが措置さ

FOCUS

無申告の場合のペナルティーがさらに重く

税額		50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
現行	調査通知以後・処分予知前	10%	15%	
	処分予知以後	15%	20%	
	無申告重加算税	40%		

税額300万円超の無申告は加算税が10%加重

税額		50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
大綱案	調査通知以後・処分予知前	10%	15%	25%
	処分予知以後	15%	20%	30%
	無申告重加算税	40%		

新設

3年連続無申告の3年目はさらに加算税が10%加重

税額		50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
大綱案	調査通知以後・処分予知前	20%	25%	35%
	処分予知以後	25%	30%	40%
	無申告重加算税	50%		

10%加重

(出所)2023年度与党税制改正大綱より筆者作成

れることになった。適時かつ適正な情報提供及び申告納税を行わない納税者に対してペナルティーをきめ細かく設け、より厳しい態度で臨もうとしている。

特に無申告については、税額300万円超は10%加重、3年連続無申告の3年目はさらに10%加重されることが明記された(表)。いずれも24年1月1日以後の期限到来分より適用される予定だ。無申告ではこれまで、積極的な仮装隠蔽(いんぺい)行為がなければ高率な重加算税を課せないというジレンマがあったが、昨今の一連の加算税に関する制度改正によってこのジレンマを克服し、制度的に重加算税により近い類型に位置付けようとしていると考えられる。

加算税には、過去の申告税額が増えた場合の過少申告加算税(本税に対して10%または15%)、申告期限後に初めて申告する場合の無申告加算税(15%または20%)、源泉徴収に係る不納付加算税(10%)及び仮装隠蔽に係る重加算税(35%)ま

たは40%)がある。

従来は早期かつ自主的な申告を促すためのインセンティブとして、特例が多く設けられてきた。例えば、税務調査の着手後も、税額を増加させる更正処分(または新たに税額を発生させる決定処分)が課されることが予知される前までに修正申告(または期限後申告)をすれば、過少申告加算税(または無申告加算税)は課されなかった。

優良帳簿は5%軽減

しかし、現在は税務調査の通知を受けると、たとえ処分の予知前であっても過少申告加算税は5%または10%、無申告加算税は10%または15%が課される。また、過去5年以内に無申告加算税または重加算税が課されたことがある場合には、無申告加算税及び重加算税について通常の税率にそれぞれ10%が加重されるなど、適正に申告納税を行わない納税者へのペナルティーは厳しさを増してい

る。

帳簿についても見直しが進んでいる。今回の税制改正大綱では電子帳簿等保存制度について、訂正・削除履歴の確認ができるなど一定の要件を満たした「優良電子帳簿」については、領収書などのスキャナー保存の要件の一部緩和及び電子取引データ保存の新たな猶予措置が盛り込まれた。優良な電子帳簿にかかわる申告漏れについては、過少申告加算税が5%軽減されるというインセンティブが設けられる。

しかし、電子帳簿保存については、対応のための人的・資金的資源が必要になるなど事業者にかかる負担は小さくない。加えて、スキャナー保存にかかわる電磁的記録に仮装隠蔽が認定された場合は重加算税が10%加重される措置がすでに存在するといったこともあってか、制度への対応については危機感を抱いている事業者は多い。

(大橋誠一・公認会計士、税理士)

実質賃金 8年半ぶり減少率記録 賃金増も物価に届かず

02

厚生労働省が1月6日に発表した2022年11月の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上)によると、実質賃金は前年同月比3.8%減と大幅に減少した。8%への消費増税直後の14年5月に記録した4.1%減以来、8年半ぶりの減少率だ。物価高騰に賃金上昇が追いついていないことを示している。

実質賃金とは労働者が受け取った給与である名目賃金から物価変動の影響を差し引いたもので、生活が楽になったのか、苦しくなっ

たのかの目安になる。名目賃金は前年同月比0.5%増だったが、消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)が前年同月比4.5%上昇と大幅に上がったため、実質賃金の減少につながった。

企業の賃上げは、物価が高騰している状況と比べれば物足りないものの、10年代半ば以降、名目賃金はどちらかといえば上昇する局面が多くなっている。アベノミクスにより円安が進行した結果、物価上昇と企業収益改善という、労使交渉で賃上げが実現しやすい2条件がそろった影響が挙げられる。

14、15年の春闘では、円安と消費増税が相まって物価が大幅上昇したことで、労働組合側がベースアップ(賃上げ)を強気に要求した。円安に伴う収益改善を背景に経営側が要求を受け入れる動きが広がったことで、00年代より続いた「ベアゼロ」から脱却し、賃上げ率は2年かけて0%台半ば付近まで上昇した。

今春闘は上昇加速

今年の春闘は、14、15年の春闘と似た展開になりそうだ。まず、昨年来の物価高騰により、組合側が要求を強気化している。また、円安進行や新型コロナウイルス禍からの経済回復により、製造業を中心に企業収益が改善している。

非製造業では円安進行のダメージはあるが、人手不足が深刻化している。製造

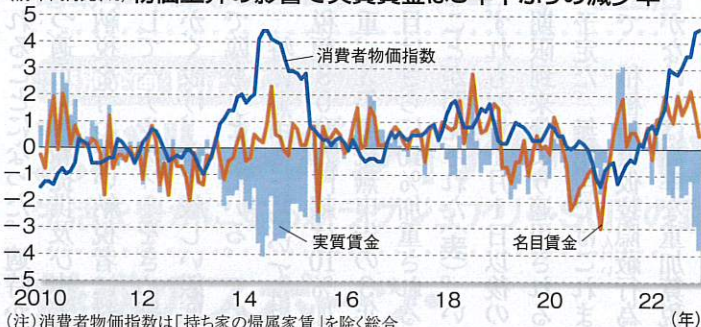
業でも非製造業でも、経営側は組合側の要求にある程度応じそうだ。賃上げ率は連合調査ベースで昨年の0.6%台から上昇を加速し、0.7〜0.8%台まで上がりそうだ。

ただ、今年も2%を超える物価高騰が続くとみられ、春闘で多少ベースアップが加速しても、消費者の生活が苦しい状況は続くだろう。企業が自社の利益のみを考えれば賃金を抑制することが合理的にみえるが、経済全体でみれば結局、消費の縮小につながり、企業全体がダメージを受けることになりかねない。

人口動態を踏まえれば、人手不足は今後ますます深刻化する見込みだ。持続的な経済拡大には、さらなる賃上げが欠かせない。労働組合は、これまで雇用安定を重視してきたが、その必要性は薄れており、存在意義を賃上げへと移していく必要がある。

(宮前耕也・SMB C日興証券日本担当シニアエコノミスト)

(前年同月比、%) 物価上昇の影響で実質賃金は8年半ぶりの減少率



(注) 消費者物価指数は「持ち家の帰属家賃」を除く総合
(出所) 総務省、厚生労働省より筆者作成